

# 苫小牧市立糸井小学校 情報取り扱いガイドライン

## 1 目的

- (1) 学校要覧としての役割をもった情報発信をする。
  - ・学校要覧として公開されてきたものを基本とし、大体の学校情報と連絡手段を明示するようになる。
  - ・本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・創造的活動内容を公開する。
- (2) 学習の一環として、情報発信をする。
  - ・学習のまとめを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

## 2 作成内容について

ホームページ作成については、特に、児童のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所有権（著作権や肖像権など）の順守の3点に気を付けて作成する。

〈公開しないもの〉

- 個人名が特定できる児童の写真
- 個人生活に関する情報 実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成
- 著作権のあるもの アニメや漫画のキャラクター、本、新聞、雑誌の記事や写真等
- 他人の誹謗・中傷や差別につながる事
- その他、学校長が学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容（営利目的、法令及び公序良俗違反など）

## 3 責任範囲について

- (1) 責任者について  
学校ホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。
- (2) 取り扱い責任者について  
学校長は、インターネット利用及びホームページ作成の適正を図るために、Web 管理責任者（教頭）及びWebpage 取り扱い責任者をおくものとする。  
責任者は、作成された Webpage が本ガイドラインにそったものか検討する。検討された Webpage は、Web 管理責任者（教頭）を通し、校長の決裁を受けた上で、Webpage 取り扱い責任者がサーバーにアップする。

## 4 その他

- (1) 本ガイドラインの見直し  
ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、ガイドラインの定期的な検討と加筆・修正を行う。
- (2) ホームページ上でのガイドラインの明記  
本規定をホームページ上で必ず明記する。